

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

近代における大祓式・大祓詞の再興と変容

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 東郷, 茂彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001024

近代における大祓式・大祓詞の再興と変容

東郷 茂彦

はじめ^①

大祓は、古代において、「百官以下万民の罪穢を祓い除き、清浄にするための神道儀礼」^②であり、朝廷大内裏の朱雀門で行われるこの儀式時に唱えられる祝詞が大祓詞である。^③大祓詞の文献上の初出は、延喜式祝詞である。その後、行事は民間にも遷り、陰陽道や仏教との関わりも深く、両部、伊勢、吉田（下部）、伯家、垂加、復古等の各神道の教義、学問、実践の重要部分を形成し、大祓詞は、中臣祓^④として、宣命体から奏上体に変わった。

朝廷に於ける大祓の儀は、室町期の乱世に途絶えるが、吉田兼俱（一四三五～一五一二）により、臨時の祓を行うようになり、江戸中期、元禄四年（一六九二）には、恒例の祓い（六月、ならびに十二月末）も復活し、いずれも「清祓」ないし「内侍所清祓」と称されるようになった。しかしながら、宮廷内の祓を目的とするものであり、国家の祓とは異なるものであった。^⑤

近世中後期、国学の勃興を背景に、竹内式部『略中臣祓講義』、賀茂真淵『延喜式祝詞解』、同『祝詞考』、本居宣長

『大祓詞後積』、鈴木重胤『延喜式祝詞講義』の「大祓講義」、平田篤胤『大祓太祝詞考』、同『天津祝詞考』、六人部是香『大祓詞天津菅麻』、岡熊臣『大祓詞鹽之八百會』、大國隆正『天都詔詞太詔詞考』等が記されるに至った。

それぞれ、大祓詞についての論考であり、大祓式を取り上げたものではないが、こうした国学者らの大祓への関心の増大もあり、維新の成った明治元年（慶応四年）より、国家の祓としての大祓の復興の動きが具体化し、明治維新による旧儀再興の流れに乗って、大祓は、宮中で再興し、万民の罪穢を祓う行事として執り行われることとなった。

大祓はまた、広く民間でも行うべく、「天下一般修行可致⁶」との理念により、神社の祭式としての行事が確定する。眼目は、個人の修行という事が出来よう。しかし、古来より伝わる様式とは大きく異にするものであり、官司による「祝詞」と、当日の責を担う神官による「祓詞」が組になった「二部制の大祓式」とでも称すべき祭式となった。

明治時代、日清日露の戦役を経て、官衙や国民の神社崇敬の念が高まり、朝廷祭祀や法令の整備もあいつつ、大正三年に、内務省により、古儀を参照した大祓式が策定され、大祓詞も延喜式祝詞、中臣祓に準拠したものが定められたが、この時、天津罪八項目、国津罪十三項目の以下の具体的内容は削除された。

・ 過犯⁷家⁸雜罪事⁹、天津罪¹⁰咩放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎戸、許許太久¹¹乃罪¹²乎、天津罪¹³止法
 別¹⁴氏¹⁵氣、國津罪¹⁶止、生膚斷、死膚斷、白人、胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與¹⁷子犯罪、子與¹⁸母犯罪、畜犯罪、
 昆蟲¹⁹乃災、高津神²⁰乃災、高津鳥災、畜²¹仆²²蟲物爲罪、許許太久²³乃罪出²⁴武、²⁵

本論では、大祓式と大祓詞のこうした変遷の過程を追うことにより、この重要な祭式と祝詞でさえ、国民との関わりに於いて紆余曲折を経ていること、それは、第一義的には明治の初め、文明開化という西洋からの大波を受けた近代の神道が、伝統と近代化の調和をどのようにして図ろうとしたのか、その相克の軌跡を示しているとの視点で論を進める。明治期を経て、近代日本の方向性や制度が一応定まった大正期にも、大祓式と詞をどのように社会に適した

形とすべきかという模索は続いた。こうした、近代における「大祓式と詞の再興と変容」の全過程を通じて、大祓式と詞の近代化がなされたと考え、本論を通じてその軌跡を追うこととしたい。近代の神道研究の中で、「大祓の近代化」を一つの考究対象として纏めた論考については、管見では触れることができなかったが、関連する先行研究は、その都度、文中や註記、参考資料等によって記す。本論文の主題に直接関連する内容を扱ったものに、星野光樹、高原光啓、瀬尾芳也の諸論文や、小平美香『女性神職の近代』⁽⁹⁾があるが、それぞれ、対象とする時期や内容は、本論とは主旨等が異なると思量する。

一、宮中における大祓の再興

宮中での大祓式再興は、維新の成った明治元年（慶応四年）より、具体的な動きが始まる。若干の試行錯誤を重ねながらも、古儀を参照準拠しつつ、祭式の次第が定められるに至った。その経過を、宮内庁書陵部の諸文献や、『明治天皇紀』⁽¹⁰⁾、国立公文書館所蔵の『公文録・太政類典』等に見ていく。公文録と太政類典の内容は、ほぼ同一とみられるので、以下、『太政類典 第一編 教法 祭典』（第百廿六卷・慶應三年より明治四年七月）を中心に考察する。

江戸期における宮中清祓の様式で催行された慶応三年十二月末から、再興による様式が定まり、宮中だけではなく、「一般の修養」までその目的に明記された明治四年六月を含む、同年末までを簡潔に纏めたのが次の年表である。

幕末から明治初めの宮中大祓（清祓を含む）の執行状況

明治四年十二月三十日	辛未 一八七一	賢所前庭	六月に同じ	恒例の師走の大祓。	『明治天皇紀二』 『祭祀録』
明治四年十一月十五日	辛未 一八七一	賢所前庭	太政大臣三條實美以下、百二十余人参列。	十一月十七日の大嘗祭のための大祓式。節折に引き続いて。	『明治天皇紀二』
明治四年六月二十九日	辛未 一八七一	賢所前庭	右大臣 神祇官官吏	現在の「夏越祓」の次第により、初めて執り行われる。二十五日には、官民一般も修すべき旨を布告。	『明治天皇紀二』 『太政類典』第一編 『教法祭典』 『祭祀録』
明治三年十二月二十九日	庚午 一八七〇	賢所大祓	白川資訓等	京都御所にては大祓を行はず。	『明治天皇紀二』 『祭祀録』 『公文録』
明治三年六月二十九日	庚午 一八七〇	東京	神祇大祐北小路随光	「夏越祓」大祓再興の遅延の責をとり、福羽美静、進退伺いを提出。	『明治天皇紀二』 『祭祀録』
明治二年十二月三十日	己巳 一八六九	東京 賢所大祓 京都御所	神祇大副白川資訓 吉田正三位	東京と京都の双方で、大祓を行つた可能性を考究。	『明治天皇紀二』 『祭祀録』 『太政類典』
明治二年六月三十日	己巳 一八六九	京都御所	神祇権大副吉田良義	天皇は東京。二十八日に、神祇官にて国是確立を御報告。天神地祇への祝詞。	『明治天皇紀二』 『太政類典』
明治元年末	戊辰 一八六八			明治天皇ご婚礼の儀催行。正式な大祓の記録、管見では不明。	
慶応四年六月二十九日	戊辰 一八六八	京都御所	神祇少副吉田良祥	詳細な記録を作成。	『大祓式』 『次第書』
慶応三年十二月三十日	丁卯 一八六七	京都御所	参議三室戸陳光	孝明天皇の諒闇終了につき行われる。	『明治天皇紀一』 『太政類典』
元号年	西暦 千支	執行場所	奉仕者	諸状況	出典

幕末から明治への移行期においては、まずは、従来の「内侍所ノ清祓」又はこれに準じた形で祭式は斎行された。記録類に「大祓」と書かれていても、明治三年十二月までは、清祓に準拠した方式が継続された。⁽¹²⁾

慶応三年十二月には、孝明天皇の諒闇も終わり、「年末大祓」が「就來三十日寅刻大祓午刻御禊等従前日晚至・・・」⁽¹³⁾との要領で執り行うことが録されている。清祓では、大祓の後に天皇の禊が行われており、古儀が復興された宮中祭祀では、節折の後に大祓と定められたのと対照的である。

慶応四年六月二十九日に、宮中（京都）で大祓式が斎行された。その際の記録である『太祓式並次第書 慶応四年』（原本）、『太祓式並次第書 辰年』（清書本）があり、この時点までに受け継がれた清祓式に、宮中で伝えられていた「旧儀」を可能な限り渉獵して文字と図で表記したものと推定される。⁽¹⁴⁾ こうした過去の綿密な記録類を作成したことから、大祓式の再興を目指す努力はこの時点で開始されたと言えよう。

同年九月八日、「明治」と改元の詔が出される。二十日から翌月十三日にかけて、明治天皇は東幸され、江戸城は、東京城となり、十二月には京都へ還幸された。同月二十八日、一條美子入内し、皇后に冊立せられる。⁽¹⁵⁾

明治二年三月、天皇は、東京へ再幸され、これが事実上の奠都となった。天皇が東京に着かれた三月二十八日、宮城山里の内庭に設けられた賢所に、内侍所が奉斎され、「内侍所は山里の社殿に渡御あらせらる」と記されている。⁽¹⁶⁾

明治二年六月末の恒例の大祓（清祓）は、天皇が、既に東京へ行かれた後の京都御所で執り行われている。

二年六月十八日

清祓勤修

吉田侍従三位へ達

辨官

来三十日清祓勤修ノ事被仰下候也⁽¹⁷⁾

吉田侍従三位は、神祇權大副吉田良義のことと推定される⁽¹⁸⁾。

この時点で、新政府は、大祓の祭式を執り行うのは、従来の吉田・白川といった宮廷の公卿出身者ではなく、神祇官を中心に、新政府の官員によるとする方針を、次のように固めていた。

新政府の神祇行政を担ったのは、亀井茲監、福羽美静等、津和野藩の一党であり、その方針の一つに、新しい神祇行政は、従来の担い手である吉田白川の協力は求めない、ということがあった。亀井茲監の關係文書を纏めた『勤齋公奉務要書殘編』（明治元年初めから、明治二年五月まで）には、「猶御一新ニ而總御打替之儀ニ付是迄神祇ニ拘り候者ハ一切当局ヘハ不被仰付御模様且人員御規定ニ相成候・就而ハ白川初是迄神祇ヘ關係之人ハ逆モ御採用有之間敷」とある⁽¹⁹⁾。

『殘編』に集録された文書の時期からすれば、明治二年六月の大祓の時期には、吉田白川の奉仕を求めない、という基本方針は定まっていたわけだが、まだ実行に移されていない。明治二年十二月末の大祓については、二つの記録が残っている。

二年十二月十九日

清祓勤仕

吉田正三位へ達 神祇官

来三十日清祓勤仕被仰出候事 二年十二月十九日⁽²⁰⁾

賢所大祓及び除夜祭を行ふ、神祇大副白川資訓奉仕す、⁽²⁾

「賢所」での奉斎は東京であり、奉仕者は、白川資訓である。『太政類典』による清祓の奉仕者は、六月に京都御所で奉斎をした吉田良義であり、六月に引き続き、十二月も京都にて奉斎をしたと推定され、東京と京都でもともに大祓（清祓に準拠）が斎行された可能性があると推察される。

翌三年六月の大祓においては、神祇担当の白川・吉田家等の公家の奉斎を終わらせるといふ方針が実行されている。大祓を間近にした明治三年六月二十八日、京都の留守判官より、神祇官に宛て、「昨年ハ吉田奉仕ニ候得共御官被相設置候上ハ御官御奉仕的當之事ニ付當年ヨリ相改メ」、神祇官員の奉仕にて行うことの確認伺いが出され、吉田に対する措置についても、「追テ吉田へハ不及相勤旨申達置候ニ付御心得迄ニ申入候也」と言及している。

だが、ことは、一直線には運ばない。実際に祭祀を執り行おうとした時、これまでの式次第に熟知した白川・吉田の公卿達の技量経験が必要とされたようである。祭祀に際して庭燎を焚くべきかどうか、という点について、神祇官は吉田社へ照会を入れ、「夕剋迄ニ相済候節ハ是迄モ不用申居候付等前件之通り取計候間左様御承知給り度候也」と、夕刻までに祭事が終わるならば、庭燎は不用との回答を得ていることが、七月二日付の神祇官文書に遺されている。⁽²⁾この時、大祓用具についても、神祇官は、「不得止吉田家ヨリ従前之品借用ヒ爲相済候得共」と、吉田よりの借り入れを申し込んでいる。

また、この時点では、大祓斎行の場所についても、賢所前とは異なり、「車寄御門外ニ重橋ノ所」、⁽²⁵⁾即ち、現在の皇居前の広場と推量させる場所の提案も神祇官により、行われている。

こうした祭祀執行者や場所をめぐる一連の成り行きの結果、明治三年六月の大祓は、新式による再興を行うことが

出来ず、遅延の責をとって、神祇少副であった福羽美静は、「深く恐懼仕候依之進退ノ儀奉伺候間宜御沙汰希入候也」と、進退伺を提出している。⁽²⁶⁾

大祓の再興を根本方針として定めながらも、こうした準備不足や不測の事態等により、明治三年十二月の大祓には、再び、「王氏 中臣氏 忌部氏 ト部氏」の者を、当面の間の措置として任用することになる。⁽²⁷⁾

明治三年末の大祓式では、「大祓ノ儀當其取調候分ハ之有候へ共都テ諸祭典故調出来ノ上古儀御再興ニ相成候方可然ト存候間當冬ノ處ハ先従前ノ通り上古儀御再興ニ相成候方」と同様の準備が進められているものの、「大祓先ツ従前ノ例ニ據リ執行」とされた旨が記されている。⁽²⁸⁾ 同月二十九日の『明治天皇紀 第二』⁽²⁹⁾にも、「申の刻より賢所大祓、宮中清祓を行はせらる、正三位白川資訓等奉仕す、・京都御所に於ては、大祓を行はず」と記されており、この時の祭式が、「従前ノ例」、即ち、「宮中清祓」に準じた最後の祭式と推察される。

こうした経緯を経て、明治四年六月、宮中における大祓は再興され、同月二十九日、賢所前庭にて大祓式が斎行された。⁽³⁰⁾ その式次第は、以下のとおりである。以後、宮中に於ける大祓の儀は、奉仕者の役職名、参列者、斎行時間等の変更はあったが、基本的にはこの時定められた祭式により、現在に至っている。⁽³¹⁾

四年六月

宮中節折次第並大被次第⁽³²⁾

辛未六月廿日日記

一 節折次第大被次第相廻大被詞者追テ可相廻言辨

官工付ニテ全文式部寮
ニテ燬失

同廿四日日記

一節折次第大被次第共二冊再ヒ辨官工付同上

宮中節折次第（以下、略）

畢

大被次第

當日第三字賢所庭上ニ幔ヲ曳座席ヲ設ク

次被物ヲ具備ス

第四字神祇官貢太政官貢諸省院學臺職使府長官次

次官着坐

次神祇官貢御麻ヲ捧ケテ庭上ノ棚ニ置キ被ノ稻ヲ

挿ム^②

次大臣辨ヲ召テ被ヲ仰ス辨神祇官貢ニ傳フ

次神祇官貢坐ニ進テ大被ノ詞ヲ讀ム被詞式ノ如シ

次神祇官貢大麻ヲ引ク

次神祇官貢被物ヲ執テ大河ニ向フ

次各退出　　畢

神祇官掛合日誌掛宛

節折次第大被次第稿御廻申入候御用濟ノ上御返却

可給候也四年七月二日

参列者の「府長官」には、東京府知事が含まれ、大臣は、右大臣三條實美を指す。⁽³⁴⁾「大祓ノ詞ヲ讀ム」の後に、小文字の分かち書きで「祓詞式ノ如シ」とあり、大祓詞を延喜式記載のものとする意と解される。

明治四年十一月十七日、明治帝御即位による大嘗祭が執り行われた。それに先立つ、十五日午後二時、賢所便殿（御服間）で、節折の儀が執り行われ、天皇、出御される。午後四時賢所前庭で大祓の儀が齋行された。⁽³⁵⁾この祭式について、「舊制、大祀執行に方りては散齋・致齋の修禊を行ふを例とす。然れども其の實行はれ難くして虚禮に屬し、神意に適せざるべしと爲し、之を廢して節折・大祓を修することに決せるなり」との評が与えられている。⁽³⁶⁾明治初めの大祓再興が、宮中祭祀全般の中に意義づけられた記述といえよう。

この年の十二月三十日、大祓の儀は、六月の儀と同じように齋行されている。⁽³⁷⁾

翌明治五年六月末の大祓は、明治天皇の九州方面への御巡幸と重なるが、「大祓」は宮中で滞りなく齋行され、⁽³⁸⁾『明治天皇紀』⁽³⁹⁾にも、当日の様子が、「大祓、巡幸中なるを以て・賢所庭上神樂舎代に於て御禊と同時に「行はる」とし、儀式の詳細が記されている。「御禊」とは、節折の儀に代わる臨時の祭式である。

宮中の賢所・皇靈殿・神殿の三殿は、東京奠都から明治五年までに、順次、宮城（現・皇居）内に設けられたが、明治六年五月五日夜の皇居炎上により、赤坂仮御所内へ遷座、明治二十一年（一八八八年）十二月の宮城内新宮殿完成により、翌二十二年一月十一日の徙御に先だち、賢所は、現在地の新殿に遷座されて、御仮殿の御構築等を経ながら、現在に到っている。⁽⁴⁰⁾

大祓の齋行場所は、賢所前庭であったが、昭和十三年より、神嘉殿前庭幄舎で齋行されることとなった。その参列者は、明治五年六月二十九日の大祓について「正院勅任奏任判任各一人」⁽⁴¹⁾とされ、以後、先の大祓の終わりまで、この形が基本的に踏襲される。

明治二十一年六月三十日執行の大祓について、『法規分類大全』⁽⁴²⁾の記録でも、六月二十一日付けで式部職より「各廳」へ大祓の儀に付き、「勅奏判任官宛爲總代」、当日午後二時に「參内可有之」との「通牒」が送られ、二十五日迄に名前を知らせるよう求めている。一省庁から、勅任官・奏任官・判任官の代表を一人ずつ、即ち、三人の参列を求めているわけである。昭和十四年末段階の文書（「民間大祓式實施要綱ニ關スル件」国立公文書館）では、総数六十三人としている。

戦後になると、宮中大祓の参列者は、皇族と「宮内庁、皇宮警察職員約十名」と、大幅に縮小された。⁽⁴³⁾皇族については、従来は成年男子の親王とする例だったが、平成二十六年六月九日、成年女性皇族に範囲を広げることが宮内庁より発表されている。男子皇族の数がなくなっていることなどがその理由とされる。⁽⁴⁴⁾

大祓の儀は、明治四年以降、戦後の激動期を経ても、六月と十二月の末日に、宮中で執り行われ、大祓詞は、古代の国家祭祀としての伝統に則って奏上されていると拝察する。

二、「二部制大祓式」制定

明治維新後の旧儀復興の流れに乗り、宮中の大祓は、古式に準じて定められ、今日に至っているが、この時期、今一つ、大祓式は大きく変革される。即ち、神社祭式として齋行するための大祓式制定である。その点が、最初に公けになるのが、以下である。⁽⁴⁵⁾

四年六月廿五日

大祓舊儀御再興

布告

大祓ノ儀従前六月祓或ハ夏越神事ト稱シ執行来候處全ク後世一社ノ神事ト相心得本儀ヲ失候ニ付今般舊儀御再興
 被為在候間追々天下一般修行可致様被仰候事誌

但祓式之儀ハ追テ被仰出候事

最後の行の「祓式之儀ハ追テ被仰出候事」の記載により、大祓式に変更を加えることが既に前提となっていることがわかる。それを示すのが、次の「達」⁽⁴⁶⁾である。

○大祓の旧儀再興につき祓式制定（明治五年六月十八日、教部省達第七號） 府縣

昨年六月大祓之舊儀御再興相成追々天下一般修行可致様被仰出候處今般別紙之通祓式御一定相成候條
 於各地方官御趣意行届候様厚相心得可申事

その「達第七号」にいう「別紙之通」の内容は、左のとおりである。

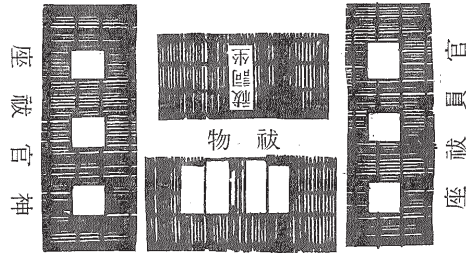
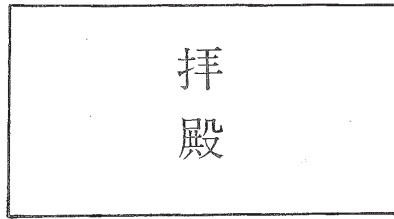
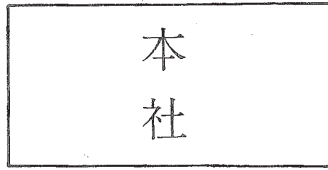
大祓式

六月十二月晦日両度ニ官社以下惣テ此式ヲ行フ府縣官員ヨリ庶民ニ至ルマテ社參シテ祓スヘシ

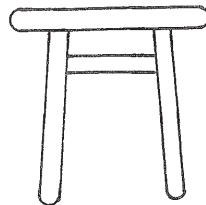
本日报社頭ニ祓ノ座ヲ設ケ祓物ヲ陳ス

其儀庭上ノ左右ニ新薦ヲ敷キ官員神官ノ員ニ從テ軾（脚座成、小半座）ヲ設ケ祓ノ座トス中央ニ高机ヲ立テ祓物ヲ置キ其前ニ
 祓詞ノ座ヲ設ク⁽⁴⁾

敷設図



諸人群參
 拝禮場



書第二字官員神官祓ノ座ニ着ク

次宮司或ハ祠官
下同シ進テ神殿ニ昇リ開扉ス

次宮司祝詞ヲ奏ス 再拜

祝詞

懸卷母恐伎

某乃神社乃大前爾官司位苗字名恐美恐美白佐此縣乃官人又大神爾任奉留神官等乎始且敷坐留里々乃公民等我過犯氣々乃罪事乎今年六月乃晦日乃夕日乃降乃大祓物乎置坐爾打積置且被清留事乎瀬織津姫
事乎今年十二月乃晦日乃夕日乃降爾種々乃祓物乎置坐爾置足波被清留事乎被処乃神等爾神議々給比諸人乃枉事罪穢乎被給比清給
止閉乞祈奉留事乃由乎走出留駒乃耳乃弥高爾聞食止世恐美恐美白須

次官司下殿再ヒ祓ノ座ニ着ク

次神官中央ノ座ニ着キ群參諸人ノ方ニ向ヒ祓詞ヲ讀ム

祓詞

此縣乃官人又

某乃神社爾任奉留神官等乎始且

大神乃敷坐留里々乃公民等我過犯氣々乃罪事乎今年六月乃晦日乃夕日乃降乃大祓物乎置坐爾打積置且被清留事乎瀬織津姫

神速秋津姫神氣吹戸主神速佐須良姫神相宇豆那比海川爾持出且根国底国爾伊吹放佐須良比失且如此失波此縣乃官人

神官等乎始且里々乃家々波自今日始且云罪咎波不在止言祓留事乎諸聞食止世宣留

次縣府官人並神官切麻ヲ執テ各祓フ串切麻トハ小サキ木ノ官人神官着座ノ後其群參諸人ハ切麻ニテ祓フトモ又ハタケ

次官司神殿ニ昇リ閉扉訖テ下殿シ本座ニ復ス

次神官退出祓物ハ細ク切テ河海ニ流シ棄ツ切麻亦同シ

祓物

木綿晒 二尺

布同 二尺

これが、明治五年に新たに定められた「大祓式」の具体的な式次第である。その神社の官司による「祝詞」と、当日の責を担う神官による「祓詞」の宣読という二部制になったといえよう。本論では、この新たな大祓式を「二部制大祓式」と称しておく。延喜式および中臣祓以来の大祓詞は、二部制の祭式においては大幅に短縮された「祓詞」になったのである。人間の犯す罪は、「雑々^乃罪事」「罪^止云罪咎」と表現されるのみになり、「天津罪國津罪」という表記はもちろん、その具体的内容は登場しない。

「祝詞」において官司は、御扉を開き、奉斎の「神」に対し、「公民等^我過犯^氣雑々^乃罪事」を、「祓処^乃神等^爾神議々^給此^比」、その結果、「諸人^乃枉事罪穢^乎祓給^比清給^閉乞^祈奉^留事」になったという経過を、「聞食^止世^美恐^美母^白須^須」とし、奏上体によって唱えている。

これを受けて「祓詞」は、神官により、開かれた御扉を背に、「群參諸人」に対し、宣命体で宣べられ、公民の犯したかもしれない罪事が、祓処の四神により祓われたことを告げる構造になっている。現在の大祓の儀では行われていない、御扉の開扉が、二部制大祓式で行われるのは、星野光樹の次の指摘に対応しているとも考えられる。星野は、「その祝詞奏上は、神社に祭られる神に対して祈ることにより、その祭神が四柱の祓の神との『神議』を行うことによって、諸人の『枉事罪穢』が祓い清められるという独特の神理解を以って行われる」と述べている。⁽⁸⁾

こうした神社における二部制大祓式に対し、宮中の大祓の儀式は、大祓詞の奉読を核にした形式である。朝廷の儀式と、一般の神社等の儀式との異同については、諸論が展開されている。たとえば、明治五年五月には、式部寮より教部省に対し、「天朝ト諸国ト何レニモ其别有之ト被存候事」と、朝廷の儀式と一般のそれを分けるべきとの主張がなされている。⁽⁹⁾これとは反対に、皇室の祭式も、一般の神社祭式のように、二部制大祓式のような形に改めるべきであるという論があった、との指摘もある。幕末から明治にかけての国学者、歌人として知られ、新政府の神祇官僚で

もあつた鳥取県加知弥神社神職の飯田年平による建言である。⁽⁴⁰⁾

二部制大祓式は、明治八年四月十三日の「神社祭式制定」(式部寮⁽⁴¹⁾)のなかに組み込まれるが、基本的には同一の式であつた。重要なのは、この時点で、大祓式は、初めて正式な神社祭式として認められたことであり、大正三年の内務省による改革(後述)まで、神社における大祓式の型となつたのである。

新しい時代を迎えた神社界では、この様式を受け入れていつたと考えられる。

幕末から明治にかけて、二宮尊徳の仕法に学ぶ報徳運動の指導者で、神道や国学にも深い関心を寄せていた福住正兄⁽⁴²⁾は、『祓す、め』⁽⁴³⁾で、新たな大祓の祭式を各家庭で行う場合の次第を懇切に解説し、図示しながら記載している。「然るに方今王政一新文明開化の聖世となり、明治四年六月恐多くも有難くも絶えて久しき大祓の舊儀を御再興と成り、猶又明治五年壬申六月海内一般執行すべき旨仰出され、御布告在らせられたる式左のごとし」⁽⁴⁴⁾。この後に記された式次第や「敷設圖」は、二部制大祓式と同一である。

また、明治・大正期を中心とする著述家として、政治・社会・教育・宗教・軍事問題等について幅広く執筆した足立栗園⁽⁴⁵⁾は、『神社通覧』⁽⁴⁶⁾のなかで、新しい二部制大祓と、古代以来の大祓詞をともに登載している。

明治期の神社に於ける大祓が、明治五年の二部制大祓式により齋行されていたことは、こうした資料からも窺い知れよう。但し、それが実際においてどこまで反映していたのかについては、さらに今後、丹念に具体例を確認する必要がある。⁽⁴⁷⁾

三、文明開化との相克

古代以来続いてきた大祓式が、神社祭式として一般の人々を対象に儀式化されるに当たり、なぜ、二部制大祓式の

ように大胆な変更が行われたのだろうか。当時の時代背景も俯瞰しつつ、考察をする。

大祓の旧儀再興に伴う「祓式制定」達が発出される前後、教部省を中心とする東京の中央政府と、長年の首都であり、明治四年八月までは、「留守官」が置かれ、神祇関係を含む行政全般を我が事として腐心していた京都府の地方政府との間に、大祓という祭式を、新しい時代のなかにどのように適合させていくかについて、様々なやり取りがなされた。その具体例が、『教義新聞』（明治仏教思想資料集成 別巻⁽⁵⁸⁾）に掲載されている。

まず、明治五年十月、京都府より教部省に対し、新たに大祓式が制定され、地方官に於いても、その主旨を徹底するように求められたが、「左ノ件々篤ト相心得不申候テハ、右式修行庶民ニ至ル迄御主意爲行届候儀不相叶候ニ付、伺出候委詳御辨明被下度候」、即ち、今回の大祓は、庶民に至るまでよくよく納得しなければその趣旨が徹底しないので、「伺」、即ち質問書をしたためた旨が述べられる（『教義新聞 明治壬申十月 第五號』一二二―二四頁）。八項目の「伺」のうち、全体を総括して、伺いの意義を纏めているのが、次の第八條である。⁽⁵⁹⁾

大祓ノ儀ハ皇國ノ舊儀ニテ、之ヲ御再興被爲在候ハ厚キ御趣意ニ可有之候得共、前件疑儀氷解不至、誤以テ傳誤候様ニテハ却テ大ナル害ヲ生シ、日新文明ノ風化ヲ傷ヒ海外ノ人ニ對シ候テモ赧然可致事ニ候條、不顧冗長縷々相伺候。至急御報被下度候也。

右の通り、大祓は旧儀であり、再興される御趣意であるけれども、これまで記してきたような疑問が解けないことには、かえって害を生じ、新しい文明が広まるのを損ない、外国の人に対しても、恥じて赤面するような事態を招くとしているが、京都府が提起した七項目の疑問とは、次のような諸点である。

「右新律中五刑閏刑ノ外別段祓ニテ清ムヘキ罪トテハ相見不申候。此罪何々ヲ指シ候哉、致承知度候」(第一條)。「右罪ノ儀、己レ犯ストハナシニ、知ラス知ラス過テ罪ニ相成居候事ヲ可申敷」(第二條)。「又祓詞ノ中ニ、上下人民萬般ノ罪咎悉皆祓神ニ托シ、海川ヨリ他國へ失捨七月朔日以後ハ少シモ無罪無咎ト申候得ハ、七月朔日以後ハ、刑律獄吏等ハ無用ノ者ト申テモ可然様相聞エ、不都合ノ事ニ候」(第三條)。(第四條 略)。「按ニ右罪咎ト申ハ獨リ幽明中ノ神政ニ罪ヲ得ルコトアリテ、顯明ノ罪科トハ、自ラ別物ニテ可有之哉」(第五條)。「又按スルニ、右祓ニテ清メ候罪咎ハ獨リ心術ノ中ニ在テ未タ曾テ外面ニ出サル者ヲ可申敷、併シ是迎モ祓除ノミニテ清ムヘキ事ニハ至リ申問敷、必ス書ヲ讀ミ道ヲ聽キ自ラ知テ自ラ改メ候ニ、無之テハ洗滌芟除致ス間敷ト相考候」(第六條)。「又竊ニ聞、祓罪ノ事ハ上古素尊ノ祓具ヲ出シ給ヘルニ昉ルト。又曾テ聞古來大祓ノ詞中ニハ畔放溝埋及ヒ、某々ヲ姦スル罪ナト書列ネ有之ト。是ニ由テ之ヲ觀レハ、必スシモ冥々ノ罪ノミニ限ラス、昭々顯然ノ罪ヲモ古ハ祓ヘ清メ候ニテハ有之間敷哉」。即ち、密かに聞くところによれば、上古においては、祓の罪は、素戔鳴尊が、祓具を出したことが最初であり、古來、大祓詞の中には、畔放溝埋や、姦淫の罪が列挙されているということから、幽冥界の罪だけでなく、顕界の罪も、祓え清めたのではないか、の意である(第七條)。

京都府の「伺」の根底にあるのは、大祓詞にある「罪」をどのように理解すべきか、という問題といえよう。前述の、延喜式祝詞の大祓詞、ないし、中臣祓に登場する天津罪国津罪の具体的内容を視野に、新律(刑法)の罪と宗教上の罪との関係を問うたものといつてよい。

この「伺」に対し、教部省は、「古言ニテ朝憲ニ觸候罪禍ヲ恕スルノ事ニハ無之、一家一己ノ凶禍ヲ祓ヒ汚濁ヲ清メ慶福ヲ可爲請ノ意味ニ有之。到底敬神ノ古儀ヲ興シ、人民ヲシテ之ニ由ラシムベキ御趣意ニ候條」(二四頁)と回答している。古代においても現在においても、刑法に触れる者は、それに従って罰せられている。大祓における祓と

は、「敬神ノ古儀」、つまり、宗教上の行いであるの意である。

さらに詳細を知りたいという京都府官員の申し出に対し、教部省は、「之別紙ノ通教部省ヨリ申參候由」とし、第一條から第七條までを要点以下のように再説明している（『教義新聞 明治壬申十月 第七號』二九～三一頁）。

「其罪ノ箇條ハ大祓詞ニ天津罪國津罪ト標シテ擧タルヲ見テ知ルヘシ。故ニ此標中ノ罪ニハ、顯世ノ律ニシテ更ニ罰シ難キ事有レハナリ」（第一條関連）。「神明ニ告テ神徳ヲ仰キ、罪咎ヲ解除スル所ナリ。祓禊ヲ修シ惡事ヲ善事ニ直ス事ハ神ノ御量ニ起レルコト、神典ニ彰然タラスヤ」（第二條関連）。「七月朔日以後ハ無罪無咎、又六月以前罪科有之者ハ大赦スヘキナト、申譯ニハ決テ無之」「大祓ノ如キハ、密私ニ涉リタル罪ヲ除キ去ル法ナレハ幽事ニ屬シテ、朝廷所掌ノ顯明規律ト稍同シカラサルニ似タリ」（第三條関連）。「第四條関連 略」。「祝詞中ニ別段罪咎區別無之トモ神ハ知り玉ヘルニヨリテ、表出無之トモ害ナシ」（第五條関連）。「心術ノ中ニ在テ外面ニ出サルモノハ惡心ナリ」「書ヲ讀ミ道ヲ聽ク素ヨリナレトモ、罪咎ナキコト能ハス。其人自分ノ力ニテ出來カタク知得カタキ故ニ、神明ノ力ヲ仰キ其不正ヲ除去罪咎ヲ祓棄ルタメニ、如此大祓ヲスルナリ」（第六條関連）。「今令條ニ載スル所ノ罪ト大祓ノ罪、自ラ別ナルコト上ニ云ヘルカ如クナレハ、祓除ノ無用ニ屬シ候コトハ決シテ無し」「祓ヲ爲テ感應アルハ幽理ノ測リ難キ所ナリ。故ニ古ヨリ天下萬民ノ爲ニ、祓除ノ式ヲ設置ル、所ハ、皇祖天神ノ遺法ニ候也」（第七條関連）。

このように、教部省と京都府とのやり取りを通じ、刑法による処罰と、宗教的な祓のの違いについて懇切詳細な説明がなされているわけだが、現世の刑罰と、宗教的な祓との違いだけが、双方のやり取りの根底にある問題意識だろう

か。言葉を変えて言えば、「伺第八條」の「海外ノ人ニ對シ候テモ赧然可致事」の内容は何か、という点である。

ここで注目しておきたいのは、このやり取りとほぼ同時期、明治五年十一月に、東京で全国に先駆け、違式註違条違式註違条⁽⁶⁰⁾が発令されていることである。人前での裸体の禁止等を盛り込んでいる同条例は、その後、全国へと広がるが、やはり、海外の目を意識しての対応と捉えられる。

海外の目を意識し、その基準でこれまでの在り様を変えていく、というのが、「文明開化」による、伝統の「変容」とするならば、その変容の要因には何があったのか。違式註違条例の場合、風俗習慣における裸体がその一つであった。

大祓について考察するならば、政事神事に鋭い感覚を持っていたであろう京都府官員の「伺第七條 又曾テ聞古來大祓ノ詞中ニハ畔放溝埋及ヒ某々ヲ姦スル罪ナト書列ネ有之ト」が、答えを示唆していると思う。即ち、大祓詞にある國津罪、とくに、姦淫に関わる部分である。大祓詞の中に、姦淫に関わる罪が率直且具體的に多々例示されているが故に、大祓全体を「赤面するような内容」と遠回しに述べたのではないだろうか。教部省の回答では、この点について直接触れてはいない。しかし、触れていないのは、この問題の持つ微妙さ故ではないかと推察している。

二部制の大祓式の成立による変容を検証するに、開国と文明開化により、諸外国との関わりを持つことを前提とした近代化と、日本の伝統を守ろうとする流れの相克があり、近代化と伝統という二つの要素を両立させるために、近代神道の歩んだ試行錯誤の軌跡を示す事例として捉え得ると思量する。

海外の目と伝統との相克を意識しつつ、二部制大祓式という大胆な改革を企画・実行したのは、明治五年前後の関係要路の人物と推定されるが、管見では、特定するには至っていない。⁽⁶¹⁾

四、大正三年の大祓式と大祓詞策定

宮中における祭祀を頂点とし、神社における祭祀制度が定まっていた明治十年代初めまでの流れの一つとして、宮中での大祓式再興と、神社での新たな大祓式が定められたわけである。この時代の意味を、阪本是丸は、「宮中三殿(山陵を含む)での天皇祭祀と国家的神社祭祀の両制度が成立し、以後明治国家は天皇祭祀・神社祭祀を国家の重要な構成要素として組み込み、世界にも稀な『近代的祭政一致国家』として、その形成・発展を遂げるのである」と総括している。⁽⁶⁶⁾

これ以降、時代は進み、明治二十二年には、大日本帝國憲法が制定された。神社行政では、明治二十年に始まった官国幣社保存金制度が、日清日露の戦いを通じての国民の愛国熱、神祇官興復運動等の影響等もあつて、終息を遂げ、明治三十九年には、官国幣社国庫供進金制度が発足(法律第二十四号)し、神社と国家の結びつきは、あらためて決定的になる(施行は四十年四月一日)。高原光啓は、日清日露戦争後の国論の変化等に加え、内務省神社局を中心とする積極的な神社行政、皇室祭祀令が明治四十一年に公布されたことの影響を指摘している。⁽⁶⁷⁾高原は特に、神祇行政にも、神道研究者として深く関わっていた荻野伸三郎の「宮中の祭祀令が整備されたから、神社の方も之に準じて整理しなければならぬぢやないか」との言を引いている。⁽⁶⁸⁾

神社祭式は、明治八年の制定後、明治二十七年に祭祀区分の制が定められ、大祭・公祭の別が分けられるようになった。⁽⁶⁹⁾こうした流れを背景に、祭式全般の改革整備の機運が高まり、明治四十年六月には、○「神社祭式行事故作法」(内務省告示第七十六号)、大正二年三月には、○「神官神職服装規則」(内務省訓令第四号)、四月には、○「官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄付金、講社、神札等に関する件」

(内務省令第六号)、○「官国幣社以下神社神職奉務規則」(内務省訓令第九号)などが定められ、神社の在り方、又、祭式をはじめ、神官神職の取るべき態度等についての重要な体制が整備されていった。阪本是丸は、こうした時代の流れが大正三年の改革に繋がっていく様子を、時代の流れにおける国民意識の変化に注目しつつ、以下のように述べている。⁽⁶⁷⁾

このやうに、神社祭祀や祭式についても大体、大正三年以降においてかなりの整理が見られるやうになります。・背景として明治三十九年の官国幣社に対する国庫供進金や府県社以下の神饌幣帛料供進の問題が契機となつてゐます。また当時、時あたかも明治三十七、八年戦役で日本が勝つて、これはやはり御神慮だといふ神国意識がかなり高まつてきた。そこである程度、政府も本腰を入れるやうになつて、祭式であれ祭祀であれ、さまざまな神社関係の整備に力を入れた。

こうして大正三年に至り、一月から三月にかけて、多くの制度や体制が整備された。いずれも昭和二十一年一月、内務省令第一号により廃止されるが、戦後の神社本庁を中心とする祭式等の整備のなかで、実質的には今日に伝わる重要な改革である。

なかで、神社と神官神職にとつて一義的に重要なものが、○「官国幣社以下神社祭祀令」(大正三年一月二十六日、勅令第十号)、○「官国幣社以下神社祭式」(同年三月二十七日、内務省令第四号)の二つであろう。前記「祭祀令」において定められた各大祭、中祭、小祭につき、後記「神社祭式」において、その具体的な手順作法を綿密に定めたものである。⁽⁶⁸⁾

そして、大祓式については、三月二十七日、内務省訓令第四号による「官国幣社以下神社遙拝及大祓次第」により、定められた。^⑧「府県社以下神社遙拝及大祓次第」も、官国幣社に「準ス」とされた。

注目しておきたいのは、大祓に関する規定は、「神社祭祀令」や「神社祭式」に含まれていないことである。これらの改革が、その範とする皇室祭祀をみるに、宮中における「節折と大祓」は、明治四十一年制定の「皇室祭祀令」に含まれていない。こうした皇室祭祀令と神社祭祀令・神社祭式における、大祓の扱いの相似性は、興味深い点である。こうして定められた新たな大祓式であるが、その次第は、以下のようである。

大祓次第

当日社頭ノ庭上ニ祓所ヲ弁備ス

正面ニ新薦ヲ舗キ案ヲ立テ祓物ヲ置キ其ノ前ニ祓詞ノ座ヲ設ケ便宜ノ所ニ地方官神職ノ座ヲ設ケ
雨儀等ニ在リテハ便宜ノ所ニ於テ之ヲ行フ

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次地方官所定ノ場所ニ著ク

次主典切麻ヲ頌ツ

次宮司祓ヲ仰ス

次禰宜祓詞ヲ宣ル

次諸員切麻ヲ執リテ祓フ

次主典大麻ヲ行フ

次主典切麻ヲ徹ス

次主典祓物ヲ執リテ河海ニ向フ

次各退下

祓物

木綿 一両

常ノ水綿五尺ヲ以テ代フルコトヲ得

布 五尺 麻布

形式及解繩ヲ用フル例アル神社ハ之ヲ添フルコトヲ得

ここで、『江家次第』の記録⁽⁷⁰⁾にある大祓式の具体的な式次第を確認しておく。

大祓 六十二月晦日、若有間月其月行レ之 (以下、略)

神祇官領一切麻一、儀式云、參議以上史、五位以上史生、女官并諸司神部、記文云、上料入荒筥中臣進レ之云々

祝師着座、近例此、聞敷座 讀祝詞一、先讀宣命云々、訖起座、

次行三大麻一、神祇官人以下執之、上卿以下座前引之、上卿辦大夫諸司料各奠、西宮抄曰、上卿料也、次撤祓、

畢上卿以下退出、

右の如く、近代の再興大祓の傍線部分と対応しており、古儀の復活を目的としたことがわかる。古代においては貴重な品であった紙を幣として祭儀に多用していることが看取され、祓詞（大祓詞）を中心に、切麻、大麻による祓の

式次第は、現行のその基本となっている。⁽⁷⁾

本稿では以後、新たに定められた大祓式を「現行大祓式」、大祓詞を「現行大祓詞」と略記する。

内務省訓令第四号に定められた改定に当たったのは、内務省の神社局を中心とする作業グループであった。そのうちに含まれる大祓の改定について、どのような論議が、誰により行われ、古儀を参照した祭式の復興とともに、その中から、「天津罪・國津罪」の内容を削除したかについては、八束清貫による稿が残され、『神道要語集 祭祀篇』⁽⁸⁾に掲載されている。

なお大祓詞についても疑義を生じた。といふのは、延喜式所載の大祓詞の天津罪、國津罪についてであった。あの罪の内容をそのまま、公衆の面前で憚るところなく宣読するの可否如何である。前記祝詞作家の三氏も招いて凝議された。古来のきまり文句で、恰も仏の経文の如きものだから一言一句取捨すべきでない。いやあのまゝ、では不自然であり、非道徳である。と甲論乙駁なく、決まらなかつたが、結局「天津罪、國津罪」とだけ示して内容は総べて削除することになつたのであつた。

・・・・・・(八束清貫 稿)

この時の内務省に於ける協議と決定について、八束は既に『神社新報』に、「結局今日では天津罪の内容はあまりに不自然であり、國津罪の内容に至つては非道義的で不義の宣伝にもなるからよろしくない」と、削除の理由について述べている。⁽⁹⁾

八束によると、「祝詞作家の三氏」とは、久保恵鄰、下田義照、宮西惟助の三人である。そして、「この法令制定の

衝に当たつたのは、当時の内務省神社局長井上友一博士」であり、「その立案は、同局内の考證課でなされ、課員は荻野伸三郎、宮地直一の両氏、さらに私が加はり」、「局長室で、局長以下関係局員総出で、幾回かの会合を重ね」て成案したとしている。この時の内務省次官は、井上の前任者である水野鍊太郎であつたことも指摘しておきたい。

大祓詞の天津罪・國津罪の削除に關わつたこうした面々は、内務省を中心に、当時の神社行政の中心を担つた人々であり、信仰と社会情勢をぎりぎりまで勘案しての決断だつたと考えられる。

神社界にとつて、大祓を巡る大正三年の改革は、なによりも「古儀の復活」であり、明治五年の二部制を常態とした当時の神社にとつて、歓迎せずんば非ずであつた。その喜びを端的に表しているのが、大正三年五月の『全國神職會々報』⁽²⁾に掲載された目黒和三郎(号は雨峯)の次の文である。目黒は、明治から大正期の神職で、大山阿夫利神社等の官司を務め、國學院主事兼皇典考究所幹事も歴任していた。文筆に秀で、大正二年五月、『全國神職會々報』の編輯主任を委嘱されていた。

▲大祓式 従前のは、官司先づ奉仕の神に、今日大祓仕へ奉るが故に、何卒祓戸大神等に神議り給ひて、祓除の効果あらしめ給へといふ祝詞を奏し、次に神官が、中央の座に就き、群參の諸人に向ひて、祓詞を讀むこと、なれり。しかもその祓詞は、古の大祓の詞ならず、略詞を用ゐられたるもの也。大祓式はかくの如きものにはあらざるべく、そは宮中に行はる、所式に鑑るも明なり。況んや祓詞に略詞を用るが如きは、益々その可なるを知らざる也。今之を改めて、古儀に復せられたるこそ、心ゆくわざと云ふべけれ。吾人は大に賛同を表せずんばあらず。但大祓詞中の、天つ罪、國つ罪、所謂許々太久の罪名を省略せしは如何に。思ふに所謂風俗壞亂の意味に於いて然るか。吾人はかゝる古傳に係る貴重のものに對して、其の一字一句を改竄するの非なる點に於いて一考

を要するの價值あることを信ず。

▲祝詞の改正 従前のあまりに簡略に過ぎて無味なりしは、萬人の遺憾とせし所也。吾人は、昨夏神社祭式改定の議あるを聞くや、殊に祝詞につきて、一の希望を開陳したりき。その言靈の幸ふ國の本分として、神人感應の妙作を爲すべき祝詞文は、古雅にして婉麗、誠實を存する所の善言美辭ならざるべからず。これが改作は、殊に意を用うべしといふにありき。今や改定せられたる文辭を誦するに、従前に優ること萬々、浮華を避け、虚飾を去り、古雅婉麗、大に吾人の意を得たりと雖も以て範を後昆に垂る、文辭なりといふに至りては、容易に首肯し得ざる也。

ここで目黒は、大祓詞が、延喜式祝詞・中臣祓に準拠する古儀に則つて復活したことに万感の喜びを示しつつも、天津罪、國津罪の具体的内容を削除したことに疑問を呈し、「かゝる古傳に係る貴重のものに對して、其の一字一句を改竄するの非なる點に於いて一考を要する」、「以て範を後昆に垂る、文辭なりといふに至りては、容易に首肯し得ざる」としたのである。

しかし、目黒のような疑義を呈したものは少なく、管見では大正期には、見つけることができなかった。²⁵⁾時代は、大正デモクラシーを経て、満州事変を契機とする国論の変化、昭和前期を迎え、その流れのなかで、大祓式と大祓詞は、日本精神、あるいは、国体と結び付けられ、かつてない盛儀となった。こうした昭和前期において、目黒和三郎が提起したような、天津罪・國津罪の具体的内容を含む是非についての論議が見られるようになった。そのことを若干記しておきたい。

昭和十二年に、「無上眞道」を教導する神道家、田中治吾平が、「大祓詞は国体に背反し、迷信邪教の温床」と排撃

する論を雑誌『神祇』に二回にわたって掲載したが、翌昭和十三年の『神祇』第十七卷十一月號に、田中の論に共感するように、「延喜式には載つてゐるもの、天罪云々、國罪云々の詞は如何にもいやな詞である。すが／＼しさを要求して神前に坐す人々の耳には一種の不快を催す」との投書（松坂市の龜田政太郎による「大祓詞に就て」）が掲載されている。『皇國時報』では、昭和十五年十二月十一日発行第七六四号（九頁）で、仲澤世覺という神習教の信者が「國つ罪に就いて」という文を寄稿している。柴田駒三郎が文部省宗教局長のとき（大正二年から十年までの間）、某県下の一裁判官が、官舎近くの神道教会所で毎朝奏上される大祓詞に、母子通姦を意味する内容があるのを奇異に感じ、「風紀上宜しくない、亂倫の限りである、苟も神前に於て唱ふるとは以ての外である、宜しく禁止すべし」と監督官庁である文部大臣宛に上申書を提出したという。神社におけるこうした罪の開陳自体、タブーとする考えと言えよう。事案を主管する宗教局長が、神社局（内務省）や教派神道の管長数人の意見を聴取し、結論としては、「俗智俗解を以て古典を瀆すべきでない」ので、文部当局としては、罪の個条の改廢については敢えて関与しないことになったという。

おわりに

以上で本論を終えるが、文明を開化し、列強に伍す国造りを目指すなかで、国の根幹である精神の礎に、古代よりの神祇信仰をすえるべく、まず、皇室の古儀の復興の一つとして、大祓が再興されたこと。その過程で、様々な試行錯誤が繰り返された実態の一端を明らかに出来たと思う。

次に、大祓を、神社の祭式として定め、国民全般の教化に努めることとしたが、その祭式の内容は、これまでとは大きく異なった「二部制の大祓式」となったことを明らかにし、明治から大正初めにかけて、実際に神社で奉斎され

たことも証した。この変化の背景には、文明開化を成し遂げるために、大祓詞の天津罪、とくに国津罪の具体的な内容に対する忌避の念があったのではないかと推察した。

日清日露の戦いを経て、国民の愛国熱の高まりを受け、大正三年に現行の基本となる、大祓式と大祓詞が策定されたとき、神社側は、古儀の復興として歓迎し、総じて、現行大祓詞は、神道や神社関係者、関心を抱く人達に、基本的に受け入れられてきたと思量する。^{①6}

昨今、神道に関心を持たれる方々が増え、神社へ参拝し、六月と十二月末の大祓式に参列し、茅の輪を潜る姿もよく目にするようになった。大祓詞が大正三年に現行の形になり、その形が神社本庁に引き継がれているため、大祓詞は、天津罪国津罪の具体的内容が削除されているという点で、そうした方々にも、一義的には受け入れやすい形となっていると思量する。近代神道史における、伝統と近代化の相克の結果として、現行大祓式と大祓詞を捉えるならば、大祓式と大祓詞の近代化の一つの到達点として、現況は評価できると考える。

しかしながら、天津罪国津罪の具体的内容の削除が妥当であったのか、という目黒和三郎の提起した疑義は、次元を異にする問題と考える。目黒の論を発展させようとする動きを戦後、管見では、ほとんど見つけることができなかつた。昭和の世が終わってまもなく、國學院大學の上田賢治は、その著『神道神学』^{①7}のなかで、以下のように論じている。

罪に関する歴史的な信仰資料として、我々の手に今日残されてゐる殆ど唯一のものは、「大祓詞」にある天津罪、国津罪である。しかしそれも、明治以降は、この二つの総括名辞が口唱されるだけで、『延喜式』に残されてゐるそれぞれを構成する内容は、列挙することが省略されてしまった。何故そのやうな事が起つたのかについては、諸説あり、論議を専門家に譲らなければならないが、筆者は極めて単純に、列挙された罪の内容を正確に考証す

ることが困難であること、及びその具体的事実が、すでに時代的色彩を持ち、今日に相応しくないと判断されたからだと考へてゐる。しかしその判断が、果して正しかったのかどうかについては、今後、我々が検討してみなければならぬ課題であるに違ひない。

この点につき、上田は、「当時、取られた処置の中には、今日にも通じる近代感覚、そこに挙げられた罪・災いの呼称・内容が時代にそぐわぬという、判断が働いていたに違ひない」としたうえで、「たとえ呼称を中止したからといって、それで神学問題が消滅したわけではない。何故なら、この問題は、神道の存在理解、人間観に関わって、今日なお、深刻な意味を持ち続けている」と記している⁽⁷⁸⁾。

上田賢治が、ここで述べているのは、大祓詞から、天津罪國津罪の内容を削除したことは、「神学的」に「正しかったのかどうか」という問題の提起である。そして、天津罪國津罪の内容は、神道における人間理解の根本に深く関わっていることを指摘し、その削除の適否自体、今後検討しなければならない課題である、としている。その論は、稿を改めて検討すべき内容と考える。

註

- (1) 本論文記載の引用文献に施された傍線は、論者による。引用文献の太字は、原資料の字体が太いことによる。
- (2) 鎌田純一「大祓」(『国史大辞典』該当項目記載)。

- (3) 古代以来の大祓の式次第は、以下の各書に見ることが出来る。
- 黒板勝美他編『^{増補}國史体系』吉川弘文館、昭和五十四年所収、「延喜式 前篇 神祇一 四時祭上 六月晦日の大祓」(十二月は此に准ぜよ) 二六〇二七頁、『^{増補}國史大系 第二十二卷』(吉川弘文館、昭和四十一年)「神祇令」八〇頁。今泉定助編『^{増補}故實叢書』(吉川弘文館、昭和三年)所収「儀式 卷五」一四五〇一四六頁。『故實 丹鶴叢書』(國書刊行會、大正三年)「北山抄 卷第二」七二頁。『江家次第』(明治図書出版、昭和三十年)「卷第七 大祓」二三七〇二三八頁。
- (4) 文献上最古のものは、『朝野群載 卷第六 神祇官』(國史大系 第二十九卷 上)吉川弘文館 記載の『中臣祭文』である。
- (5) 『^{増補}皇室制度史 第五卷』(帝國學士院編纂、昭和十七年)「第一編 天皇、第三章 神器、第三節 神器の崇敬、第一款 宮中における神器崇敬の儀」の前書き。「室町時代中期以降は、別に吉田家をして・清祓を修せしむる・之を内侍所清祓と謂ふ」(三三九頁)。なお、内侍所清祓については、『恒例公事録 二十九』(宮内庁書陵部蔵)に詳細が記されている。昭和十五年に、図書寮編集課の纏めた『現行宮中年中行事 調査部報告十九 大祓(六月・十二月)』(宮内庁書陵部所蔵。宮内公文書館 識別番号 二六二二六 分類 図書寮)には、その全文が引用されている(六三〇八二頁)。そのうえで、「本儀ハ宮廷内ノミノ御祓ニシテ、以前ノ大祓トハソノ目的ヲ異ニセリ。サレバコレヲ大祓ト稱スルハ不可ニシテ『内侍所ノ清祓』ノ名然ルベシ」(八二頁)としている。
- (6) 大祓の旧儀再興につき祓式制定(明治五年六月十八日、教部省達第七號)より。最初に公にされたのは、明治四年六月二十五日の「大祓舊儀御再興の布告」(後述)。
- (7) 『神道大系 古典編十一 延喜式(上)』(神道大系編纂會、平成三年)の「延喜式卷第八 祝詞」二六三〇四頁 ルビは略した。
- (8) 小平美香『女性神職の近代』(ベリカン社、平成二十一年)。
- (9) 星野光樹『明治八年式部寮達「神社祭式」の制定過程に関する一考察』(『日本文化と神道 3』國學院大學文部科学省二十一世紀COEプログラム、平成十八年)、四五三〇四八七頁。同論文「2、国家祭祀の制度化と神社における新儀の制定」の「(2) 大祓」は、制定過程や背景について詳しい(四七一〇四七四頁)。明治五年五月の式部寮と教部省間のやりとり(同論文四七一一〇四七二頁参照)や、京都府と教部省間の応答(同論文 四八七頁参照)等である。また、高原光啓は、「大正三年神社祭祀制度について」(『國學院雜誌』平成十六年八月)において、大正三年三月の内務省による祭祀制度整備の背景等について論じている。
- 小平美香『女性神職の近代』第四章 明治神祇行政における女性神職 二、明治神祇官の祭祀復興)においては、大祓の復

興内容だけでなく、吉田白川両家等、これまで清祓等の朝廷祭祀を掌ってきた公卿の手から、新たな神祇行政の担い手に遷される経過等が詳述されている。また、瀬尾芳也「災氣を祓ふといふこと——大祓詞の天津罪・国津罪を通して——」（『神道宗教』第二四二号、平成二八年四月）は、古代以来の天津罪・国津罪の詳細な記録と先行研究を分析し、災氣の祓の現代における必要性を述べており、近代の大祓式と大祓詞の変容についても、二部制大祓式、大正三年の内務省による罪の削除に言及している（一〇三〜一〇五頁）。

(10) 宮内庁『明治天皇紀』（吉川弘文館）。本論では、『明治天皇紀 卷一』（昭和四十三年）、『明治天皇紀 卷二』（昭和四十四年）を主に参照した。

(11) 前掲『現行宮中年中行事 調査部報告十九 大祓（六月・十二月）』（宮内庁書陵部所蔵「内侍所ノ清祓」）掲載の式次第を記す（七二〜七五頁）。

吉田清祓勤修

其儀 内侍所ノ南ノ階ヨリ下殿、内侍所前庭清祓ノ場ニ參進、官人二人、

青服、紅單、紫袴、 神部一人、冠、淨衣、

中 神人六人、襷袢、 下殿

次第

先管領率官人、神部、神人等着祓處座、

次二拜、

次身曾貴祓詞、

次中臣祓詞、

次三種祓詞、

次拍手、

次官人一着祝詞座、

次管領召神部賜料物、文神部授官人、

次官人點儉料物、

次三種祓詞、冊六反

次拍手、

次神部稱警蹕、神人領裏物於六處、

次官人起座復本座、

次官人^三着祝詞座、

次管領召神部賜祝詞、文神部授官人、

次官人讀祝詞、

次三種祓詞、冊六反

次拍手、

次起座、

次管領二拜、

次起座、

次行大麻、

次神人解除、

次退下、(以下、略)

(12) 江戸末期の臨時の「清祓」には、例えば、次のような記録がある。

安政三年十一月二十四日

御心喪終ルヲ以テ、清祓ヲ修シ、吉書御覽及御禊ヲ行フ(東京大学史料編纂所蔵版『維新史料綱要 卷二』)

慶応二年四月五日

禁苑ニ怪異アリ。是日、密ニ陰陽寮ニ命ジ、清祓セシム(同版『同綱要 卷六』)

(13) 国立公文書館『太政類典 第一編 慶應三年〜明治四年・第百廿六卷・教法 祭典』全七二件中三十五番の「慶應三年十二月廿四日 年末大祓」、『明治天皇紀 第二』(吉川弘文館、昭和四十三年)五七六頁。

(14) 宮内庁書陵部・図書寮文庫(函号一〇九 三八二)。

(15) 『明治天皇紀 第二』明治元年十二月二十八日の條 九四一〜九四四頁。

- (16) 『明治天皇紀 第二』明治二年三月二十八日の條 八九頁。
- (17) 前掲『太政類典 第百二十六卷』四十二番(清祓勤修)。
- (18) 『明治天皇紀 第二』明治二年六月三十日の條 一四七頁。
- (19) 『勤齋公奉務要書殘編 卷二』項目二十二、「神祇官へ堂上ノ内人選方ノ件復後」(神祇事務局総督の鷹司輔熙より亀井茲監に送られた書翰)。
- (20) 前掲『太政類典 第百二十六卷』四十三番(清祓勤仕)。
- (21) 『明治天皇紀 第二』明治二年十二月三十日の條 二四五頁。
- (22) 東京寛都を円滑にするため、明治二年三月の天皇の東京の再幸に当たり、天皇の東京滞在の間は、太政官を東京に移し、京都には留守官を置くことを公表した(二月二十四日)。東京が実質的に首都となるに従い、明治四年八月、留守官の制度は廃止された(『国史大辞典』の佐々木克「東京遷都」)。
- (23) 国立公文書館『雑種公文・公文録 明治三年・神祇官』第一八四番。
- (24) 国立公文書館『雑種公文・公文録 明治三年・神祇官』第一八一〜二番。こうした明治新政府内の政策の試行錯誤については、前掲小平美香『女性神職の近代』の「明治神祇官の祭祀復興」(二〇一〜二一〇頁、並びに、その関連注記)に詳述されており、多くの教示を受けた。
- (25) 国立公文書館『公文録・明治三年・第五卷・庚午五月〜六月・神祇官伺』第一八番の第一頁。
- (26) 国立公文書館『公文録・明治三年・第五卷・庚午五月〜六月・神祇官伺』第一八番。
- (27) 国立公文書館『太政類典・外編・明治一年〜明治四年・治罪法・行刑・待罪』の「副羽神祇少副外四名大祓再興失機ニ付待罪」(第三六番)も参照。
- (28) 国立公文書館『太政類典・第一編・慶応三年〜明治四年・第十九卷・官制・文官』十九卷『目次番号「百二」(第一〇六番)』。
- (29) 前掲『明治天皇紀 第二』三八三頁。
- (30) 前掲『明治天皇紀 第二』四八七〜四八八頁。
- (31) 前掲『太政類典 第百廿六卷』四十一。宮内庁書陵部宮内公文書館『明治四年年中祭典録』(識別番号七〇〇一一 分類 式部職)

にもほぼ同文と、節折、大祓の奉仕人員二十四名の名が記されている。

- (32) この文書は、現在の宮中祭祀における節折と大祓の基礎となるものであるが、どの官衙により起草されたのかは『太政類典』や『祭典録』では、明らかではない。同文書の冒頭三行目の分かち書に、「全文式部寮ニテ焼失」とある。式部寮が設置されたのは明治四年八月（後藤四郎「式部寮」『国史大辞典』）であり、この間の事情を含め、さらに明らかにしていきたい。

- (33) 鎌田純一は、「現行大祓行事の次第になかに、御麻に稲穂をつける所作があるが、これは（貞観）儀式」に記すなかに「挿二被稲」とあることの継承である」と述べている（前掲鎌田『皇室の祭祀』五七頁）。

- (34) 前掲『明治天皇紀 第二』四八八頁。右大臣については、国立公文書官『官員録 明治二年五月改』による。

- (35) 前掲『明治天皇紀 第二』五八四頁。

- (36) 前掲『明治天皇紀 第二』五八四頁。

- (37) 前掲『明治天皇紀 第二』六一五頁。

- (38) 宮内公文書館『明治五年祭祀録 第一稿一』の「御襖、節折、大祓」（識別番号八二九三五 分類 式部職）。

- (39) 前掲『明治天皇紀 第一』明治五年六月二十九日条、七二二〜七二三頁。

- (40) 鎌田純一『皇室の祭祀』（神社本庁研修所、平成十八年）一三頁。

- (41) 宮内公文書館『明治五年祭祀録 第一稿 一』（識別番号八二九三五 分類 式部職）。

六月廿二日正院へ達 左院諸省へ達

来二十九日大祓被爲行候條正院勅任奏任判任各一人爲總代第一字直垂着用參朝可有之候也（以下略）

- (42) 『法規分類大全・第七五巻 宮廷門・儀制門・族爵門（第二編）』（原書房、昭和五十五年 覆刻原本Ⅱ内閣記録局編、明治二十六年刊）『儀制門 朝儀』四四六〜四四八頁。

- (43) 星野文彦講述『修祓を除く』祓に関する研修の講録（星野文彦発行、平成五年）三四頁。

- (44) 『産経新聞』平成二十六年六月十日付紙面。

- (45) 前掲『太政類典 第百廿六巻』四十。

- (46) 『太政類典』第二編・明治四年〜十年 第二百六十一巻・教法十二・祭典一〔全三十七件中 九〕。

『教部省布達全書』（明治五年〜八年）明治五年・四〜九頁。阪本健一編『明治以降 神社関係法令史料』（神社本庁明治維新

- 百年記念事業委員会、昭和四十三年）五一～五三頁。
- (47) 掲載の「敷設図」は、前掲阪本編『神社関係法令史料』五二頁掲載の図による。
- (48) 前掲星野「明治八年式部寮達『神社祭式』の制定過程に関する一考察」四七四頁。
- (49) 前掲星野「明治八年式部寮達『神社祭式』の制定過程に関する一考察」四七一～二頁参照。式部寮より教部省に対して行われた『式部寮ヨリ大祓式書再考案并祓詞考按相添更ニ打合有之候ニ付回答旁掛合案』（高知県立図書館蔵）。星野光樹『近代祭式と六人部是香』（弘文堂、平成二十四年）第七章「明治八年式部寮達『神社祭式』の制定過程に関する一考察」の「2 大祓」に収録（一八一～一八二頁）。
- (50) 鳥取県加知弥神社の飯田秀明宮司（明治四十一年～昭和六十一年）は「大祓式について」という文を、昭和三十八年（一九六三）年二月九日付『神社新報』第四面に掲載している。それによると、飯田年平（文政三年～明治十九年）筆による、明治八年五月十七日付建議書（同人の『官途備忘録』所収という）があり、延喜式の大祓詞は、「文中天津祝詞ト申ス文言前輩ノ考ノ如ク中古ヨリ廃亡シ世ニ伝ハラ」ない故に、皇室の祭祀には不適とし、宮中の大祓も、民間の神社同様の二部制にすべきで、宮司の「祝詞」や、長文の神官の「祓詞」を自ら起草している。当時、年平は、式部大属たいぎかんの任にあり、秀明は、「明治五年一般神社に行はしめるべく公布された教部省の大祓式次第並に祓詞に対し、宮中の大祓が整備されて居らぬことを遺憾として建議したものの控へと思われる」と書いている。
- (51) 前掲阪本編『神社関係法令史料』八八～八九頁。高原光啓「式部寮達『神社祭式』の制定過程」（『神道宗教一九三号』平成十六年一月）参照。
- (52) 福住正兄「祓す、め」（書肆 水野慶次郎・高橋松之助、明治八年四月）。
- (53) 前掲福住「祓す、め」五ウ～六オ。
- (54) 足立栗園編『神社通覧』（開發社、明治三十三年）。
- (55) 前掲『神社通覧』二七〇～二七二頁。
- (56) 前掲『神社通覧』二八四～二九六頁。
- (57) 明治期から大正初めにかけて大祓式や大祓詞を扱った書籍中、二部制大祓には触れず、古代以来の大祓詞（中臣祓）についてのみ言及しているのは、北邊御杖、根本真苗、桂上枝、岡吉胤、池田實信、關谷柳二等の著述があり、西寅夫『第一祓文前大祓詞

概説」(秋津庵文庫、昭和十一年推定)の「大祓詞に關する書目改題」(一二二―三頁)に詳しい。

二部制大祓式の影響を受けなかったものに、伊勢の神宮と教派神道の一部がある。伊勢の神宮は、明治四年七月十二日の「神宮改革に關する件」(太政官御沙汰第三四六)によって近世までの在り方に根本的な変革が加えられ、明治十年刊行の「神宮明治祭式」によって新たな祭式が定められている。この儀における大祓は年八回(「神宮明治祭式 卷之四」末尾)であり、奏上する大祓詞は、延喜式祝詞に準拠したものである(「神宮明治祭式 卷之六」末尾)。神宮官司大教正田中頼庸による「大祓詞」(明治七年出版、同十二年八月改題再刻)によっても、文言が延喜式祝詞・中臣祓に準拠していることがわかる。戦後については、鎌田純一「神宮史概説」(神社本庁、平成十五年)記載の「神宮祭典竝恒例式日時表」等参照。一九三―一九六頁。教派神道においても、大祓詞を奏上する文言は、現在に至る迄、延喜式・中臣祓の内容を踏襲しているものが多い。教派の形成が、幕末期に遡ることが多く、その当時から慣習が、明治期を通じて現在に至る迄、そのまま維持されたと考えられる。禊教は、「神鑑」の「中臣御祓」、扶桑教は「おつたえ」(祝詞集)の「大祓の詞」、神道大教は、教典『教の鑑』の祝詞が、天津罪国津罪を含む中臣祓に準拠している。新習教と黒住教は、ホームページへの質問(平成二十八年一月末から二月初め)により、同様の結果を得た。神道大成教は、初代館長の平山省齋が「罪の個条は世人の感情を悪くする」との理由により、除くことにしたという(「皇國時報」昭和十五年十二月十一日発行第七六四号九頁)。

(58) 『教義新聞 明治仏教思想資料集成 別巻』(同朋舎出版、昭和五十七年)の明治五年(一八七二)の部。

(59) 京都府からの最初の伺の條数は、教部省からの二回目の回答を参照しつつ、論者が付けた。又、引用文には、適宜、句読点を附した。

(60) 違式註違条例は、明治初年における軽微な犯罪を取り締まる単行の刑罰法。明治五年(一八七二年)十一月の東京違式註違条例が最初。翌六年には、各地方違式註違条例が制定された(『世界大百科事典 第2版』参照)。

(61) 明治五年三月十四日、神祇省及び大藏省戸籍寮社寺課が廃止され、社寺を管掌する教部省が設置された。国立公文書館アジア歴史資料センター所収の人事記録「明治四年十二月改 諸官省官員録」は、以下のものである。

○式部寮 ・ 頭 坊城俊政 ・ 助 五辻安仲 ・ 權助 大橋慎
 ○神祇省 ・ 大輔 福羽美静 ・ 少輔 門脇重綾 ・ 少丞 戸田忠至、澤簡徳、天野正世
 壬申六月(明治五年)改 官員全書 教部省

- ・教部卿 嵯峨實愛 ・教部大輔 穴戸璣 ・教部少輔 黒田清綱 ・教部大丞 門脇重綾
- ・教部少丞 小野述信 ・教部少丞 天野正世
- (62) 阪本是丸「明治以降神社祭祀制度について」(『神社本庁 教學研究所紀要 第二号』平成八年六月) 二九頁。
- (63) 皇室祭祀令 明治四十一年九月十九日の皇室令第一号。
- (64) 高原光啓「大正三年神社祭祀制度の整備過程」(『國學院雜誌』平成十六年八月) 三〇〇～四一頁参照。
- (65) 『神社局時代を語る』(神祇院教務局調査課、昭和十七年、平成十六年に、神社本庁教學研究所により復刻) 一七二頁。皇室祭祀令だけでなく、登極令、立儲令、皇室成年式令(明治四十二年二月)など、皇室関係の法令全般が整備されている。
- (66) 阪本是丸「明治以降神社祭祀制度について(下)」(『神社本庁 教學研究所紀要 第二号』平成九年三月) 二二〇頁。
- (67) 前掲阪本「明治以降神社祭祀制度について(下)」二二六頁。
- (68) 前掲阪本健一編『神社関係法令史料』一九五～二〇八頁。
- (69) 前掲阪本健一編『神社関係法令史料』二一〇～二二一頁。
- (70) 『江家次第』(『新訂増補 故実叢書第二十三回』明治図書出版、昭和三十年)「卷第七 大祓」二二七～二三八頁
- (71) 現在、多くの神社で行われている作法のうち、神職に依る裂布や解繩、形代(人形)による自祓、茅輪くぐり等は、「付記」の式次第である(『昭和四十六年改正 神社祭式同行事作法解説』昭和四十九年、神社本庁) 一九二～一九三頁。
- (72) 『神道要語集 祭祀篇』(神道文化会、平成二十五年) 三四二～三四三頁。前掲高原「大正三年神社祭祀制度の整備過程」のなかでも、『神道要語集』の該当箇所を引用、もしくは注記し、神社局での作業について、記している。
- (73) 『神社新報』昭和二十六年三月十日付第四面記載の「神社祭式の変遷(下)」より。八束は神社本庁嘱託だった。
- (74) 『全國神職會々報』(編輯人 梁川保嘉、發行兼印刷人 津田茂麿、第百八拾七號) 記載の「論説 ○改定神社祭式の價值」一～八頁。大祓についての該当箇所は、六～七頁。
- (75) 先の大戦前から戦後を通じて、学問の世界での大祓・大祓詞の研究は、延喜式祝詞の「六月晦大祓(十二月之准へ)」や中臣祓等古代からの文献に則っており、現行大祓詞の成立やその内容、天津罪國津罪の削除について触れているものは管見では見当たらなかった。
- (76) 古代大祓詞と現行大祓詞の双方を扱っている文献のうち、戦前では、目黒和三郎『新祝詞通解 全』(皇學書院、大正三年四

月)、山梨縣神職會(山梨縣學務部社寺兵事課内)『祝詞教本』(小田切亮編纂・昭和九年)、矢部善三郎『神社教本』(會通社、昭和十年初版、同十七年再版)、神崎一作『大祓詞新釈』(宣揚社、昭和八年第一版、昭和十年第三版)などがある。戦後では、岡田米夫『大祓詞の解釈と信仰』(神社新報社、昭和三十七年初版、平成十四年二十三版)は、冒頭の大祓詞は現行のそれだが、罪穢れの解説三個所(九一〇頁、五二一、五四頁、一二〇頁)において、天津罪國津罪の具体的内容を詳述している。同書は、平成二十五年八月、『大祓詞の心―大祓詞の解釈と信仰』として、改訂版が発行されている。一般書の性格も帯びているが、学問的に重要な書籍で、現行大祓詞を基準にしているのが、岡田莊司・阪本是丸監修、大島敏史・中村幸弘編著『現代人のための祝詞―大祓詞の読み方』(右文書院、平成十二年初版、十五年四刷)である。本文の読解(原文、仮名交じり文、現代語訳、段落と大意、語釈)、歴史の変遷、参考文献、現行祭儀の紹介等が詳しく記されている。しかし、天津罪國津罪の内容については、延喜式祝詞二種の影印版(二〇二―一二頁)及び、春日大社「六月晦大祓」の書き下し文だけである(二二〇―一二二頁)。なお、戦後の神職教育教本、神社本庁編『神社本庁例文 祝詞例文集 上巻 祝詞、祓詞及び祭詞』(神社新報社、昭和三十一年初版、昭和五十一年改定版、平成十三年十版)からは、天津罪國津罪の内容は削除されている。

(77) 『神道神学』(神社新報社、平成二年初版) 一〇〇頁。

(78) 上田賢治『神道神学論考』(大明堂、平成三年。平成十六年に原書房より再刊) 一〇一頁。

